

「衛生推進者養成講習」開催のご案内

(一社) 鳥取県労働基準協会東部支部

労働安全衛生法第12条の2の規定により、中小規模事業場の自主的な安全衛生管理を推進するため、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場においては、業種によって「安全衛生推進者」または「衛生推進者」を選任しなければなりません。

(業種による選任区分は次のとおりです。)

安全衛生推進者： 林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業

衛生推進者： 上記以外の全ての業種

この安全衛生推進者又は衛生推進者には、法令で定める一定の要件を備えた者を選任しなければいけません。資格者の退職、担当業務の変更、資格者不在等により、未選任の事業場も少なからず、また、異動に伴う後任者の選任に準備を必要とされる事業場もあるものと思います。

そのため、当支部では下記により「衛生推進者」を選任するための選任要件の一つとして認められている**衛生推進者養成講習会**を開催することとしましたので、法定要件を具備した安全衛生推進者選任予定者等が不在の事業場は、是非とも受講をご検討いただきますようご案内申し上げます。

(追加のご案内)

安全衛生推進者を選任すべき業種以外の業種において、労働者数が10名以上、50名未満であれば、「衛生推進者」を選任することで法令上の対応としては問題ありません。しかし、最近の労働災害発生動向から、衛生推進者を選任すべき業種においても、安全管理の対象となる「けが等」の労働災害が増加しており、安全管理の重要性がクローズアップされています。厚生労働省は通達で、要旨「衛生推進者を選任すべき事業場においても安全管理を担当すべきスタッフをおくように求め、そのスタッフには安全衛生推進者の選任要件を有している者が望ましい。」としています。

つきましては、「衛生推進者養成講習」の受講をご検討される事業所におかれましては、衛生推進者養成講習の受講に替えて、「安全衛生推進者養成講習」を受講されることもご検討いただくようご案内いたします。

参考：「安全推進者の配置等に係るガイドライン」(平成26年3月28日付け基発0328第6号)

検索キーワード (「安全推進者」等)

「安全衛生推進者養成講習」は 8月27・28日に開催予定です。

記

- 1 日 時 令和元年7月31日(水) 8:50~15:00
(受付・・・8:30~8:50)
- 2 場 所 鳥取市若葉台南1丁目17 (一社)鳥取県労働基準協会 2階

3 日 程

日 時	科 目	講 師
7 月 31 日	8:50~10:50(2時間) (9:50~10:00休憩)	労働安全・労働衛生 コンサルタント 米田 明真 氏
	11:00~12:00(1時間) (12:00~13:00休憩)	
	13:00~14:00(1時間)	
	14:00~15:00(1時間)	
	作業環境管理及び作業管理(危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等)	
	健康の保持増進対策	
	労働衛生教育	
	労働衛生関係法令	

- 4 受講料 8,000円
(受講料には、テキスト「衛生推進者必携」代金1,000円+消費税を含みます。)

5 申込方法

令和元年7月23日(火)までに、別紙の受講申込書に受講料を添えて当協会東部支部(鳥取市若葉台南1丁目17番地)へ申し込み下さい。

郵送又はFAX(0857-52-5061)による申し込みでも受け付けますが、その場合も受講料は令和元年7月23日までに下記の銀行口座に振り込みいただくか現金書留での送付をお願いします。

振込先 鳥取銀行鳥取支店 普通預金 口座 No.0051204

名義人 (一社)鳥取県労働基準協会東部支部

6 その他

- (1)「特別教育等受講者記録」または「特別教育・能力向上教育等受講証」をお持ちの事業場は、当日、受付の際に渡して下さい。

- (2)受講者の皆様には、教育修了後に修了証を交付します。

特別教育等受講者記録	
事業所名	_____
所在地	_____
一般社団法人 鳥取県労働基準協会東部支部 〒689-1112 鳥取市若葉台南1丁目17番地 電話(0857)52-5060	

- (3) 受講申込み後の取消しについては、募集締切日の令和元年7月23日までに連絡があった場合を除き受講料はお返しできませんのでご了承下さい。当日の欠席についても同様ですのでご了承ください。
- (4) 受講票、受講受付票などは発行していません。申込まれた受講者は、当協会から連絡のない限り受講当日、直接会場にお越しください。
- (5) 講習会場周辺には、食事が出る店舗が多くありませんので、予めご準備いただくなどの対応をお勧めします。

- (6) 受講される方は右地図の当会館駐車場「P」をご利用ください。当会館駐車場は約30台駐車できますが、この駐車場が満車の場合に限り右地図の「P1」、「P2」駐車場をご利用ください。



(本教育の照会先電話番号 0857-52-5060)

